

5月は《自転車月間》です！



手軽な乗り物
ですが…



交通ルールを理解し
守らないと、事故に
あうばかりでなく相手
にケガをさせるかも
しれない乗り物です。

「安全に乗る」のは、あなた自身ですよ…

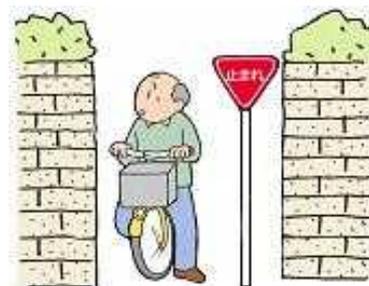
1 交差点では必ず止まって 安全確認を！

平成25年中、自転車乗用中の交通事故死者は14人
(前年比8人増加)で、うち9人が高齢者でした。

そのうち、半数が交差点での事故で、交通
違反が認められます。

とくに、交差点での信号無視は本当に危険です。

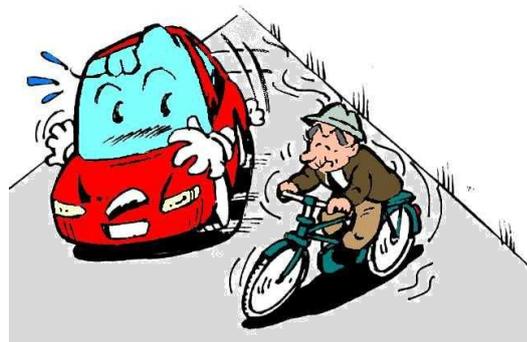
必ず信号を守りましょう。



2 急な進路変更が危険！

「走りながら」の安全確認は進路が不安定になるうえに、
不十分で大変危険です。

横断歩道や信号機のある場所、見通しの
良い安全な場所で一度止まってから
車が来ないことを確認して、進路変更や、
横断をするようにしましょう。



★自転車安全利用五則★

をご存じですか？

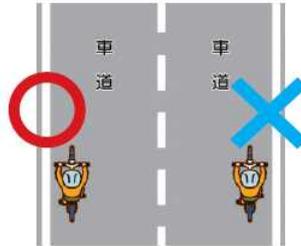
1

じてんしゃ しゃどう げんそく ほどう れいがい
自転車は、車道が原則、歩道は例外



2

しゃどう ひだりがわ つうこう
車道は左側を通行



3

ほどう ほうこうしゃゆうせん しゃどうよ じょうこう
歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



4

あんぜん まも
安全ルールを守る



5

ちやくよう
子どもはヘルメットを着用



ふれあいチームの本音

滋賀県では今年に入って、高齢者の交通事故死者の割合が全国で一番多いという大変心配な状況が続いています。

歩いて行動する方、自転車に乗られる方は特に危機意識を持ってください！

また、車の助手席や後部座席でのシートベルト着用を忘れないでください！



施設の窓口で掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、
下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp